

## 松田ブランド開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松田町の知名度の向上、観光振興及び地域の活性化を目的として、松田ブランドの認定を目指す特産品の開発及び販売並びに情報発信を促進する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に定める特産品とは、松田町内で生産する原材料を加工した製品又は町内で製造若しくは加工する製品で、町の魅力を発信することができる製品をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 松田町に住所を有する個人

イ 松田町に住所を有する個人が半数以上いる団体

ウ 松田町に事業所を有する法人

エ その他町長が特に認める者

(2) 特産品が松田ブランドに認定されることを目指す者

(3) 特産品を活用し、町の魅力を町内外に積極的に発信する意思があると認められる者

(4) 特産品の製造と販売を5年以上継続して行うことができる者と認められる者

(5) 特産品をふるさと納税返礼品として登録することができる者

(6) 町税等の滞納がない者

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助対象事業は次に掲げるものとし、補助対象経費は別表に掲げるものとする。

(1) 特産品を新たに開発し、商品化する事業

(2) 既存の製品等を改良し、松田ブランド認定を目指す事業

(補助金の交付制限)

第5条 補助対象者の申請は、1会計年度中、1回とする。

2 同一対象者への交付は、通算して3回を限度とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に掲げる補助対象経費の3分の2とし、20万円を限度(千円未満切捨て)とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 松田ブランド開発事業補助金交付申請書(第1号様式)

(2) 松田ブランド開発事業補助金事業計画書(第2号様式)

(3) 収支予算書(第3号様式)

(4) 見積書等の写し

(決定の通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、規則第7条に定める補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(報告又は調査)

第9条 町長は、必要があると認められるときは、補助対象者に対し、報告を求め、又は実地を調査することができ、補助対象者はこれに協力しなければならない。

2 補助対象者は、町長が行う補助対象事業完了後の状況調査

に協力しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定を受けた者は、事業実施後速やかに規則第13条に定める書類に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 松田ブランド開発事業補助金実績報告(第4号様式)
- (2) 収支決算書(第5号様式)
- (3) 支払証拠書類の写し
- (4) 購入した物品等の写真
- (5) 成果物及び成果物の写真データ

(決定の取り消し)

第11条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しないことが明らかになったとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 法令又はこの要綱若しくはこの要綱の規定により付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。  
(旧要綱の廃止)
- 2 松田町特産品開発事業補助金交付要綱（平成26年松田町告示第25号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱の規定に基づき、補助金の交付申請がされた事業については、旧要綱の規定による。

別表（第 4 条及び第 6 条関係）

	補助対象経費	内 訳
1	研究開発費	原材料費、機械器具・工具購入費、加工費
2	事務費	容器又は包装材の購入費及びデザイン料
3	賃借料	機械器具等のリース又はレンタルに要する経費
4	その他町長が認める経費	